

婚礼会場の利用（持ち込み）に関する契約書

Sample Sample

- 2 甲は、乙顧客との間で、披露宴等における婚礼施設の「会場（場所）」と「料飲」の提供に限っては直接契約を締結するものとし、婚礼施設の設備等又は料飲に起因して発生したすべての問題については、乙の責に帰すべき事情が認められる場合を除き、すべて自らの責任と負担において対処するものとする。

3 乙は、乙顧客との間で、披露宴等における婚礼プロデュース業務（前項規定のサービスを除く全てを対象とする。以下同じ。）について直接契約を締結するものとし、婚礼プロデュース業務に起因して発生したすべての問題については、甲の責に帰すべき事情が認められる場合を除き、すべて自らの責任と負担において対処するものとする。

4 甲は、乙顧客の要望によっては、乙の指揮の下で、甲の責任において、婚礼の進行（日程、会場、料飲等）を実行する。乙は、甲に対して、婚礼の進行（日程、会場、料飲等）の責によらない理由により乙顧客に、婚礼の遅延または料飲の減額を請求した場合は、料飲の減額を減額することができる。料飲の料飲の負担とする。

5 甲及び乙は、乙顧客の満足度及び相互の利益の最大化を共通の目標に、各々誠意をもって本契約上の義務を履行するものとする。

6 本契約は、乙に本契約有効期間中における婚礼施設の利用件数等について何ら義務を課すものではなく、また、甲乙相互に何らの債権債務を生じさせるものではない。

Sample Sample

(契約期)

第4条 **契約の終了** 本契約は、甲乙双方が、年次計画期間の3カ月前までに、甲乙いふかく一方（以下「解除申しがなされなければ、さらに1年間これを延長する」とし、以降も同様とする。なお、甲と乙との間で従前取引があり、別途合意済みの内容がある場合でも、重複する範囲においては本契約の内容が優先される。

- 第5条 甲及び乙は、相手方に①強制執行、税金滞納処分を受けた時、又は破産、民事再生、会社更生、解散（但し、合併による場合を除く）、清算、差押、仮差押、もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、②銀行取引停止処分があったとき、③主務官庁より営業許可の取り消し、営業停止、その他行政処分を受けたときは即時に、④本契約又は個別の発注条件の条項に違反があったときは2週間前までの事前通知をもって本契約を解除することができる。

第7条 甲及び乙は、各々の販促活動等において本契約が適用される顧客の披露宴等において撮影された写真等を使用する場合には、予め当該顧客及び手方の承諾を得るものとし、無断でこれらを販促活動等に使用しないものとする。

Sample

ple Sample

第 10 条 甲及び乙は、相手方から提供を受けた個人情報は関係法令に従い適法・適正に管理しなければならない。また、相手方から漏洩防止等を目的に管理方法の是正を求められた場合には、直ちにこれに対応しなければならない。

ple Sa

第 12 条 本契約に関する紛争が生じた場合には、その訴額に応じて乙所在地管轄の地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 甲及び乙は本契約書記載の内容に修正、変更、加筆又は条項の追加や削除をする際には、契約締結に先立ち本欄にその内容を記入するものとし、本欄記載の内容と本契約書記載の内容が異なる場合には、本欄記載の内容が優先されるものとする。

ple Sample

以上の内容での契約成立を証するため、甲及び乙は、本契約書を2通作成し、署名捺印又は記名押印の上で、各々1通を保有する。

乙)